

集合契約による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書

- 1 契約の内容 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務
- 2 契約期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

行政検査 (PCR 検査又は抗原検査) の実施に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、岐阜県知事 (以下「甲」という。)、岐阜市長 (以下「乙」という。) と行政検査 (PCR 検査又は抗原検査) の実施を希望する別に定める実施医療機関一覧表 (以下「一覧表」という。) に記載する医療機関 (以下、各医療機関を個別に「丙」という。) 及び丙から行政検査の委託契約に関する権限の委任を受けた一般社団法人岐阜県医師会 (以下「丁」という。) は次の通り契約 (以下「本契約」という。) を締結する。なお、本委託契約書は「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和 2 年 3 月 4 日健感発 0 3 0 4 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「行政検査通知」という。) が改正された場合には、本契約の当事者間で別途合意する場合を除き、当該通知の改正に基づく見直しがされたものとみなすものとする。

第一条 甲及び乙は、丙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出 (ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。) 及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。)」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。) 又は抗原検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。) を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出 (ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。) 及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。)」及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) に係る自己負担に相当する金額又は抗原検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」) 及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) に係る自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

二 前項において、検体を採取した丙の所在地が岐阜市内の場合は乙が、岐阜市を除く県内の場合は甲が補助を行うものとする。

第二条 甲又は乙と丙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は岐阜県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 丙は、PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出 (ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。) 及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。)」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。) 又は抗原検査 (「SARS-CoV-2 (新

型コロナウイルス) 抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。) を実施した場合には、丙の所在地が岐阜市内の場合は乙に、岐阜市を除く県内の場合は甲に報告することとする。なお、当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、「診療・検査医療機関(仮称)」等における「新型コロナウイルス感染症指定医療機関等情報支援システム(G-MIS)」を用いた受診者数等の報告について(令和2年10月9日付け事務連絡)を参照し、丙が「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」(以下「G-MIS」という。)に入力することにより行うこと。この場合において、丙は、新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数、その内数として無症状者の希望に基づく検査数・PCR検査実施人数・抗原定量検査実施人数・抗原定性検査(簡易キット)実施人数、PCR検査実施人数の内数として自院で検査分析を行った者の人数をG-MISに入力すること。また、甲又は乙は、丙からの請求内容について疑義がある場合には、丙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 丙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出(ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)及びSARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を含む。))及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料(初再診料などは含まない。)に係る金額又は抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料(初再診料などは含まない。)に係る金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額(他の公費負担医療との適用順については、感染症法第37条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。)を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 丙は、PCR検査又は抗原検査を実施するに当たり、適切な感染対策の実施など、行政検査通知(その後の改正を含む。)に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件を遵守する。甲又は乙は、丙が本条に違反した場合、又は、本条に規定する要件を満たしている旨の契約締結時の丙の表明が虚偽若しくは不正確である場合には、直ちに丙との間の本契約を解約又は解除し、別紙の「実施医療機関一覧表」を修正することができる。その場合には、甲は修正した別紙の「実施医療機関一覧表」を丁に通知する。

第六条 丁は、丙から、行政検査の委託契約に関する権限の委任を受けるに当たり、丙が前条に規定する適切な感染対策が講じられていること等の要件を満たしている旨を表明していることを確認する。また、本契約が締結されたことをもって、丁が甲又は乙に対して丙による上記の表明を伝達したものとみなされるものとする。

第七条 丁は、本委託契約締結後に新たに他の医療機関から本契約の締結について委任を受けた場合、又は、丙から本契約を解約する旨の申し出を受けた場合は、別紙の「実施医療機関一覧表」を修正し、甲及び乙に通知するものとする。この場合には、甲又は乙が別段の異議を述べない限り、当該通知がされた日をもって、別紙の「実施医療機関一覧表」の変更の効力が生じ、当該変更の対象である医療機関との間で本契約の締結又は解約の効力が生じるものとする。

第八条 本契約は、前条の規定による締結の効力が生じた日にかかわらず、令和3年4月1日以降に実施した診療分から行政検査に係る診療報酬の請求をすることができる。

第九条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じた事項は、甲乙丁協議の上、定めるものとする。

第十条 本契約の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙丁それぞれ署名捺印の上各々1通を所持するものとする。

令和3年3月 日

甲 岐阜県

代表者 岐阜県知事 古田 肇 (印)

乙 岐阜市

代表者 岐阜市長 柴橋 正直 (印)

丁 (丙 代理人)

一般社団法人岐阜県医師会

代表者 会長 河合 直樹 (印)